

滋賀県市町村職員研修センターの休日を定める条例

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 2 号〕

（研修センターの休日）

第 1 条 次の各号に掲げる日は、滋賀県市町村職員研修センター（以下「研修センター」という。）の休日とし、研修センターの機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、研修センターの休日に研修センターの機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。